# 令和7年度における岩手県の障害者就労施設等からの優先調達方針

#### 1 趣旨

県では、障がい者が希望する地域において経済的に自立した生活ができるよう、一般就労への移行支援と福祉的就労の場における工賃水準の向上支援に取り組んでいるところであるが、これらの取組にあたっては、障がい者が就労する事業所等の仕事の確保が課題となっている。

このため県では、事業所等における一層の仕事の確保に向けて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、調達方針を定め、県による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するものとする。

### 2 適用範囲

この方針は、県のすべての機関に適用する。

## 3 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入 所施設)
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
  - イ 重度障がい者多数雇用事業所((ア)~(ウ)の全てを満たすもの)
  - (ア) 障がい者の雇用者数が5人以上
  - (イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上
  - (ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
  - (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体
  - (5) 物品等をあっせんし、又は障害者就労施設等と県との間の物品等の 調達を仲介するなどの業務を行う共同受注センターである社会福祉 法人岩手県社会福祉協議会

### 4 調達する物品等

県が施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、県が調達可能な物品等であれば対象と する。

- (1) 物品
  - ア 事務用品 (用紙、封筒、ゴム印等)
  - イ 食料品、飲料(パン、弁当、コーヒー、茶等)
  - ウ 小物雑貨(各種記念品、花苗、防災用品等)
  - エ その他の物品(机・テーブル、椅子等)
- (2) 役務
  - ア 印刷 (ポスター、チラシ、リーフレット、封筒等の印刷)
  - イ クリーニング (クリーニング、リネンサプライ等)
  - ウ 清掃・施設管理(清掃、除草作業、駐車場管理等)
  - エ 情報処理・テープ起こし (ホームページ作成、データ入力・集計、 テープ起こし等)

- オ 飲食店等の運営(売店、レストラン、喫茶店等)
- カ その他(仕分け、発送、梱包、資源回収・分別等)

### 5 基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの優先調達の推進については全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 用品調達基金を通じて調達する物品等の調達方法については従前のとおりとする。

#### 6 調達の目標

令和7年度の目標実績額は、25,432千円とする。 (令和6年度の実績額に10%を上乗せして算出)

# 7 調達の推進方法

(1) ハート購入制度の周知や調達可能な物品等及び事業所等情報の収集と提供

保健福祉部障がい保健福祉課は、庁内、県内市町村及び県内企業からの調達の推進を図るため、ハート購入制度の周知をするほか、施設等が供給できる物品等の情報を収集し、ホームページに掲載する。情報については、随時更新する等情報発信を強化し、施設等の受注の確保に努める。

(2) 岩手県社会福祉協議会「共同受注センター」の周知・活用 官公需における調達を行う際、大量発注や発注先の選定について助 言を受けたいなどの場合には、岩手県社会福祉協議会が設置する「共同受注センター」を活用し、スムーズな調達推進が図られるよう県の各機関等への周知を図る。

(3) 随意契約制度の活用

県の各機関は、物品等を調達する際、地方自治法施行令や県会計規 則等関係規定に従い、可能な限り随意契約制度を活用し、施設等から の物品等の調達に努める。

(4) 調達実績の取りまとめ及び公表 この方針に基づく調達実績は、当該年度終了後、速やかに集計し、 公表する。

## 8 担当窓口

この方針の担当窓口は、保健福祉部障がい保健福祉課とする。